

諮詢実施機関：和歌山県知事

諮詢日：令和6年3月19日（諮詢（情）第28号）

答申日：令和7年3月24日（答申（情）第29号）

答申書

第1 審議会の結論

和歌山県知事（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった別紙1(1)に記載の公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）について行った部分開示決定は、結論において妥当である。

第2 審査請求に至る経過

- 1 審査請求人は、和歌山県情報公開条例（平成13年和歌山県条例第2号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、令和5年4月7日付けで本件開示請求を行った。
- 2 実施機関は、審査請求人に対し、別紙2の内容による部分開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、令和5年5月25日付け商振第32号で審査請求人に通知した。
- 3 審査請求人は、令和5年6月19日付けで行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し審査請求を行った。

第3 審査請求の内容要旨

1 審査請求の趣旨

開示されていない文書及びその文字の開示を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書及び意見書によって、本件処分に関して主張する内容

を要約すると、おおむね次のとおりである。

- (1) 審査請求に係る処分は、行政不服審査法第1条第1項の目的に反しており、人権を侵害している。

非開示部分については、和歌山県情報公開条例第7条第2号に規定する「公にすることにより、なお個人の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」ではない。

下請業者の名称等、一部は公開されているが、その従事者は隠されている。また、処分庁の担当職員の不法行為によって故意に核心部分が非開示となっている。審査請求人には知る権利がある。不法行為を隠ぺいせず全面公開してほしい。

- (2) 審査請求人が求める全部開示は、個人情報保護法のプライバシーを侵害するものではなく、本件（黒塗りなどの非開示文書）により、審査請求人は法的権利又は利益を侵害されている。

- (3) 開示請求の対象に行政上の公文書が含まれるため、当該文書は開示すべき公文書である。非開示部分については、和歌山県情報公開条例第7条第5号に規定する「公にすることにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるもの」ではないので、県民や県内業者に説明する義務がある。

- (4) 部分開示決定に不服がある場合に審査請求ができることについて、処分庁の教示がなかった。

- (5) 県は非開示理由について、「条例第7条の各号のいずれかに該当すると判断」とあいまいな返答をしている。弁明には欺罔があり内容は不明である。行政法の基本原理・原則である基本的人権を侵し、法の支配の原理を逸脱するものである。

- (6) 非開示部分については軍事情報ではないため、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

- (7) 営業時間短縮要請協力金の申請については何度も県からの訂正要請・指示の末、期限内に送付したものである。非開示部分を開示することで、その担当者の犯行状況を知る権利を有する。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が部分開示決定通知書、審査請求に対する弁明書及び審議会における説明によって主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

- (1) 審査請求人の「下請業者の名称等、一部は公開されているが、その従事者は隠されている。また、処分庁の担当職員の不法行為によって故意に核心部分が非開示となっている。」との主張について、従業員の個人名は個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの（条例第7条第2号）に該当すると

判断しており、非開示とすることについて合理的な理由がある。

- (2) 審査請求人の「審査請求人が求める全部開示は、個人情報保護法のプライバシーを侵害するものではなく、本件（黒塗りなどの非開示文書）により、審査請求人は法的権利又は利益を侵害されている。」、「(非開示部分は) 公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるものではないので、県民や県内業者に説明する義務がある。」、「申請者にとって対象を特定する存在文章であり、公開性の向上と公正の確保は図られず損なわれている。」との主張について、実施機関としては「本件処分の根拠となる条例は地方自治法の本旨にのっとり、県の機関の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにということを目的とするものであることから、県が保有する情報は原則開示という考え方方に立っている。」、「一方で、個人、法人等の権利利益や県民の安全、公共の利益等も適切に保護すべき必要があるため、本条例では開示しないことに合理的な理由がある情報を非開示情報としてできる限り明確かつ合理的に定め、この非開示情報が記録されていない限り、開示請求に係る公文書を開示しなければならない。」という条例の目的及び趣旨を踏まえた上で、非開示部分について別紙2のとおり条例第7条各号のいずれかに該当すると判断しており、非開示とすることについて合理的な理由がある。
- (3) 部分開示決定に不服がある場合に審査請求ができることについて、処分庁の教示がなかった旨、審査請求人は主張しているが、令和5年5月25日付けの公文書部分開示決定通知書には教示が明記されている。

第5 審議会の判断

当審議会は、本件処分の当否につき審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方

条例は、第1条で「地方自治の本旨にのっとり、県民の公文書の開示を求める権利」を明らかにすることで、「県民の県政に対する理解と信頼を深め、公正で民主的な開かれた県政を一層推進することを目的」として制定されたものであり、原則公開の理念の下に解釈され、かつ、運用されなければならないとしている。

当審議会は、この原則公開の理念に立って条例を解釈し、審査を行った。

2 本件対象公文書について

本件開示請求の内容は、別紙1(1)のとおりであり、本件開示請求に係る対象公

文書は別紙 1 (2)のとおりである。

実施機関は、別紙 1 (2)の本件開示請求に係る公文書のうち、別紙 1 (3)の公文書については全部開示することとし、別紙 2 の公文書（以下「本件対象公文書」という。）について一部を非開示とする決定を行った。実施機関は、非開示部分（以下「本件情報」という。）が条例第 7 条第 2 号、同条第 4 号又は同条第 7 号のいずれかに該当すると判断していることから、本件情報の非開示情報該当性について検討する。

3 本件処分の妥当性について

(1) 条例第 7 条第 2 号について

ア 条例第 7 条第 2 号は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非開示情報とするものである。

ただし、個人を識別することができる情報であっても、一般に公にされている情報については、あえて非開示情報として保護する必要性に乏しいものと考えられることから、同号ただし書アにおいては法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報を非開示情報から除かれている。また、同号ただし書イにおいては人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を、同号ただし書ウにおいては当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分は非開示情報から除かれている。

イ 審査請求人が開示を求めている従業員の氏名については、個人に関する情報であって、その記述から特定の個人を識別することができるものであるため、条例第 7 条第 2 号の非開示情報に該当すると認められる。

この情報を含め、本件対象公文書に記録されている情報のうち、別紙 3 の①、⑤から⑯、⑰、⑱、⑳、㉑、㉒、㉓、㉔、㉕、㉖、㉗から㉙、㉛、㉜、㉝、㉞、㉟、㉟から㉚の文書の「文書中の情報（2 号）」欄の情報は、条例第 7 条第 2 号に定める「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」に該当し、また、同号ただし書にも該当しないため、非開示情報に該当すると認められる。

(2) 条例第7条第4号について

ア 条例第7条第4号は、「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び地方公社を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報」であって、「ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」及び「イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」に該当する情報については、非開示とする旨規定している。

法人等が有する正当な権利利益は原則として開示することにより害されるべきではなく、事業を営む個人の当該事業に関する情報についても同様であるというのが、条例第7条第4号の趣旨である。

イ 条例第7条第4号アに規定する「権利」とは、信教の自由、集会・結社の自由、学問の自由、財産権等、法的保護に値する権利一切を指し、「競争上の地位」とは、法人等又は事業を営む個人の公正な競争関係における地位を指し、「その他正当な利益」とは、ノウハウ、信用等法人等又は事業を営む個人の運営上の地位を広く含むものとされ、「害するおそれ」があるかどうかの判断に当たっては、法人等又は事業を営む個人の性格や権利利益の内容、性質等に応じ、当該法人等又は事業を営む個人の憲法上の権利の保護の必要性、当該法人等又は事業を営む個人と行政との関係等を十分考慮して適切に判断する必要がある。

なお、この「おそれ」の判断に当たっては、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められるものである。

ウ 審査請求人は、別紙3の①、②、④、⑯、⑰から⑲、⑳、㉑から㉓から㉕、㉗、㉙、㉚の文書中の法人代表者の印影については開示されるべきと主張しているが、印影は書類の記載内容が真正であることを示す認証的機能を有する性質のものである。そのため、当該印影を公にすることにより、印影が偽造され悪用されることが考えられるなど、法人の正当な利益を害するおそれがあり、条例第7条第4号アの非開示情報に該当する。

エ 再委託先業者から委託業者に提出された、再委託業務に関する類似実績について、実施機関は「実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人における通例として公にしないこととされているものである」ため、条例第7条第4号イに該当することを理由として非開示としている。

しかし、当該文書については再委託契約を実施機関が承諾するにあたって、

実施機関が委託業者に対して提出を求めたものではなく、委託業者が再委託先業者に対して提出を求め、これを受けた後再委託先業者から委託業者に対して、公にしないとの条件で提供されたものであるため、「実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたもの」ではなく、条例第7条第4号イには該当しない。

しかし、インカメラによる審議を行ったところ、当該文書には「関係者外秘」の記載があり、再委託先業者は委託業者に対して、再委託契約の事務に係る関係者以外には内容を公にしないことを前提に当該情報を提供したものと認められる。当該文書には、再委託先業者が過去に受託した類似業務の内容が記載されており、これが公にされることで同業他社に顧客を奪われる等の可能性があり、このことからすると、再委託先業者が委託業者に対して、「関係者外秘」の条件を付した上で提供することについては合理性が認められるところである。そうであれば当該文書を公にされることにより、委託業者と再委託先業者との信頼関係が損なわれることは容易に想定され、委託業者の正当な利益を害するおそれがあるといえる。したがって再委託先業者から委託業者に提出された、再委託業務に関する類似実績に関する情報については、条例第7条第4号アの非開示情報に該当する。

オ その他、本件対象公文書に記録されている情報のうち、別紙3の①、⑤、⑥、⑧、⑨、⑫、⑭から⑯、⑰から⑳、㉑から㉓、㉔から㉖、㉗から㉙、㉚から㉛の文書の「文書中の情報（4号ア）」欄の情報（ただし、法人の代表者の印影を除く。）について、本件処分の日を基準として営業時間短縮要請協力金に関連するすべての事情から考慮すると、委託業者にとって、条例第7条第4号アの「公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」情報である考えられるので、非開示情報に該当する。

（3）条例第7条第7号について

ア 条例第7条第7号は、「県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人若しくは地方公社が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を非開示情報とし、アからオまでが「おそれ」として例示的に掲げられ、これらの「おそれ」以外については包括的に規定されている。

適正な遂行に支障を及ぼすおそれとは、実施機関の恣意的な判断を許容する趣旨ではなく、各規定の要件の該当性を客観的に判断する必要があり、また、事務又は事業がその根柢となる規定・趣旨に照らし、公益的な開示の必要性等の種々の利益を衡量した上で「適正な遂行」と言えるものであることが求められる。また、「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものが

要求され、「おそれ」の程度も單なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求される。

イ 審査請求人が開示を求めている別紙3の⑯及び⑰の文書中の審査基準に関する取扱いについての記述は、営業時間短縮要請協力金の支給申請をしようとする者が支給要件を満たしているか否かを判断するために協議を行った記録であり、これには当該判断を行うための着眼点が記載されている。新型コロナウィルスの感染拡大を受け、県が行った飲食店等に対する営業時間短縮要請協力金の支給申請に関する事務については、多数の申請を短期間で処理することが求められていたことから、一定の着眼点について評価を行い、支給要件を満たしているか否かを判断していたものである。

このような着眼点が記載された審査基準に関する取扱いについての記述を公にすることにより、営業時間短縮要請協力金に係る不正な申請を助長する蓋然性は高いと考えられ、公開することの公益性を考慮しても、なお、当該事務又は事業の適正な遂行に及ぼす支障が看過し得ない程度のものと認められる。したがって、条例第7条第7号アの非開示情報に該当する。

(4) 小括

以上から、実施機関は、本件開示請求に対して本来は条例第7条第2号、同条第4号ア及び同条第7号アに該当するとして非開示の決定を行うべきところ、条例第7条第2号、同条第4号ア、同条第4号イ及び同条第7号アに該当するとして非開示決定を行ったものであるが、本件情報を非開示とした判断については結論において妥当であるといえる。

なお、審査請求人は、本件処分の非開示部分に関する主張のほか、営業時間短縮要請協力金に関して種々の主張をしているが、当審議会は、条例の規定に基づく実施機関からの諮問に応じ、実施機関が行う開示決定等の妥当性について調査審議する機関であり、審査請求人の当該主張の是非については、当審議会の判断するところではない。

4 結論

以上の理由により、当審議会は、冒頭「第1 審議会の結論」とおり判断する。

第6 答申に至る経過

年月日	審査の経過
令和6年3月19日	○諮問（実施機関）
令和6年6月18日	○審議

令和6年7月22日	○審議
令和6年8月20日	○実施機関からの説明及び意見聴取
令和6年9月17日	○審議
令和6年10月18日	○審議
令和6年11月25日	○審議
令和6年12月16日	○審議
令和7年2月12日	○審議
令和7年3月11日	○審議

(調査審議を行った委員の氏名)

和歌山県情報公開・個人情報保護審議会第2部会

上岡美穂、小川高志（令和6年12月23日まで）、片山直子、

五島光也（令和6年12月24日から）、惣谷恵

別紙1

(1) 本件開示請求の内容

請求日	請求内容
令和5年4月7日	<p>①令和4年(○○)第○○号、令和4年(○○)第○○号 裁決書に関する一切全ての行政文書の開示を求める。令 和5年○○月○○日作成、営業時間短縮要請協力金の支 給申請の関連書類一式すべて。</p> <p>②営業時間短縮要請協力金の支給申請の際WEB内の個 人情報入力データ、他却下された関連書類（和歌山県下 請コールセンター事務局含む）及びその申請書類一式（本 人分）、県と委託等の文書、その審査に関するすべての関 連資料。</p> <p>③請求申請者に対する業務委託先及び県商工振興課担当 者とのやりとりの一切書類一式。</p>

(2) 本件開示請求に係る対象公文書

①営業時間短縮要請協力金事務局運営等業務委託契約決裁	②営業時間短縮要請協力金事務局運営等業務委託契約訂正決裁	③営業時間短縮要請協力金事務局運営等業務変更契約決裁	④営業時間短縮要請協力金事務局運営等業務再委 託承諾決裁	⑤営業時間短縮要請協力金支給対象者の確認（決裁・他団体の記 載あり）	⑥課内協議資料（営業時間短縮要請協力金支給申請者の取扱い）
⑦申請不受理通知	⑧電話対応記録、不支給通知、度重なる要求電話を受けた 対応協議および協議録	⑨営業時間短縮要請協力金支給申請者の営業許可書と 提出経過メール	⑩不支給決定通知と郵送経過	⑪不支給決定通知と郵送経過	⑫営業時間短縮要請協力金支給申請者への対応について
⑬○○/○○に不支 給決定通知の再度送付依頼を受けて送付した際の記録	⑭営業時間短縮要請協力金事務局運営等業務変更契約決裁	⑮営業時間短縮要請協力金事務局運営等業務実績報告書（供覧）	⑯事務局入力データ、事務局対応経過、提出書類	⑰営業時間短縮要請協力金（第2期）事務局運営等業務委託契約決裁	⑱営業時 間短縮要請協力金（第2期）事務局運営等業務委託契約訂正決裁
⑲営業時 間短縮要請協力金（第2期）事務局運営等業務再委託承認決裁	⑳営業時間短縮要請協力金（第2期）事務局運営等業務変更契約決裁	㉑営業時間短縮要請協力金（第2期）事務局運営等業務変更契約決裁	㉒営業時間短縮要請協力金 (第2期)事務局運営等業務実績報告書（供覧）	㉓営業時間短縮要請協力金 (第3期)事務局運営等業務委託業者契約決裁	㉔営業時間短縮要請協力金 (第3期)事務局運営等業務再委託承認決裁
㉕営業時間短縮要請協力金 (第3期)事務局運営等業務変更契約決裁					

3期)事務局運営等業務変更契約(1回目)決裁 ⑯審査事務局の対応経過
(○○/○○～○○/○○) ⑰営業時間短縮要請協力金(第3期)事務局運営等業務変更契約(2回目)決裁 ⑱課内事例検討資料(○○の不備取扱い)
⑲申請書類の不備修正依頼 ⑳不備通知、不備一覧、添付資料 ㉑追加送付資料 ㉒不備一覧に対する補正状況(委託業者記載) ㉓不備一覧に対する補正状況(県修正) ㉔課内事例検討資料と参考資料(○○、○○地図) ㉕営業許可台帳の照会(決裁)と保健所回答 ㉖課内事例検討資料(○○不備補正後の取扱い方針) ㉗営業所の名称変更に対する保健所の見解 ㉘事例検討資料、検討結果 ㉙再度の補正と委託業者見解 ㉚再度の補正の課内検討記録
㉛支給対象者の確認決裁 ㉜営業時間短縮要請協力金(第2期)事務局運営等業務変更契約(3回目)決裁 ㉝実績報告、検査調書決裁 ㉞事務局入力データ、事務局対応経過 ㉟申請書類 ㉟申請書類 ㉞審査請求裁決書原本 ㉟審査請求及び再審査請求裁決

(3) (2)の本件開示請求に係る対象公文書のうち、全部開示を行った公文書

㉓営業時間短縮要請協力金事務局運営等業務変更契約決裁 ㉔営業時間短縮要請協力金(第2期)事務局運営等業務変更契約決裁 ㉕課内事例検討資料(○○の不備取扱い) ㉖不備一覧に対する補正状況(委託業者記載) ㉗不備一覧に対する補正状況(県修正) ㉘営業許可台帳の照会(決裁)と保健所回答 ㉙課内事例検討資料(○○不備補正後の取扱い方針) ㉚営業所の名称変更に対する保健所の見解 ㉛事例検討資料+検討結果

令和5年5月25日付け商振第32号による部分開示決定

開示文書の名称	開示しない部分	開示しない理由 ※括弧内は「開示しない部分」欄の番号による特定
① 営業時間短縮要請協力金事務局運営等業務委託契約決裁	①法人の代表者の印影 ②見積書の費用内訳 ③委託業者職員の職氏名	条例第7条第4号ア該当 (①②) 法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。 条例第7条第2号該当 (③) 個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであるため。
② 営業時間短縮要請協力金事務局運営等業務委託契約訂正決裁	法人の代表者の印影	条例第7条第4号ア該当 法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。
③ 営業時間短縮要請協力金事務局運営等業務変更契約決裁	※全部開示	
④ 営業時間短縮要請協力金事務局運営等業務再委託承諾決裁	①法人の代表者の印影 ②再委託業者の類似実績	条例第7条第4号ア該当 (①) 法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。 条例第7条第4号イ該当 (②) 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人における通例として公にしないこととされているものであるため。
⑤ 営業時間短縮要請協力金支給対象者の確認（決裁・他団体の記載あり）	①申請者個人の住所 ②振込台帳の支給金額 ③振込台帳の不整合詳細 ④振込台帳確認結果	条例第7条第4号ア該当 (②③④) 法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。 条例第7条第2号該当 (①) 個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであるため。
⑥ 課内協議資料（営業時間短縮要請協力金支給申請者の取扱い）	①協力金の計算方式 ②協力金の支給金額 ③申請者個人の住所 ④申請者個人の電話番号 ⑤申請者の関係者の氏名	
⑦ 申請不受理通知	郵便局員の氏名	条例第7条第2号該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであるため。
⑧ 電話対応記録 不支給通知 度重なる要求電話を受けた対応協議および協議録	①協力金の計算方式 ②協力金の支給金額 ③申請者個人の住所 ④申請者個人の電話番号 ⑤申請者の関係者の氏名 ⑥委託業者職員の氏名 ⑦申請者の関係者の電話番号 ⑧申請者の関係者の性別	条例第7条第4号ア該当 (①②) 法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。 条例第7条第2号該当 (③④⑤⑥⑦⑧) 個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであるため。
⑨ 営業時間短縮要請協力金支給申請者の営業許可書と提出経過メール	①下請事業者担当者の氏名 ②委託業者職員の氏名 ③委託業者職員のメールアドレス ④申請者の関係者の氏名 ⑤申請者の関係者のメールアドレス ⑥委託業者のメール管理システムに関すること	条例第7条第2号該当 (①②③④⑤) 個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであるため。 条例第7条第4号ア該当 (⑥) 法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。
⑩ 不支給決定通知と郵送経過	①郵便局員の氏名 ②委託業者職員の氏名 ③委託業者職員のメールアドレス ④委託業者職員の携帯電話番号 ⑤申請者個人の電話番号	条例第7条第2号該当 (①②③④⑤) 個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであるため。
⑪ 不支給決定通知と郵送経過	①委託業者職員の氏名 ②委託業者職員のメールアドレス ③委託業者職員の携帯電話番号 ④郵便局員の氏名 ⑤申請者個人の電話番号	条例第7条第2号該当 (①②③④⑤) 個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであるため。

(12)	営業時間短縮要請協力金支給申請者への対応について	①申請者個人の住所 ②申請者の関係者の氏名 ③コンタクトセンターの設置場所 ④委託業者職員の氏名 ⑤申請者個人の電話番号 ⑥申請者の部屋番号 ⑦申請者の関係者の電話番号 ⑧申請者の関係者のメールアドレス ⑨郵便局員の氏名 ⑩下請事業者担当者の氏名 ⑪金融機関口座情報 ⑫委託業者職員のメールアドレス ⑬申請者個人のメールアドレス ⑭申請者の関係者の性別 ⑮委託業者のメール管理システムに関すること	条例第7条第2号該当 (①②④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭) 個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであるため。 条例第7条第4号ア該当 (③⑪⑯) 法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。
(13)	○○／○○に不支給決定通知の再度送付依頼を受けて送付した際の記録	①委託業者職員の職氏名 ②委託業者職員のメールアドレス ③郵便局員の氏名 ④申請者個人の電話番号	条例第7条第2号該当 (①②③④) 個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであるため。
(14)	営業時間短縮要請協力金事務局運営等業務変更契約決裁	①委託業者職員の職氏名 ②見積書の費用内訳 ③法人の代表者の印影	条例第7条第2号該当 (①) 個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであるため。 条例第7条第4号ア該当 (②③) 法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。
(15)	営業時間短縮要請協力金事務局運営等業務実績報告書（供覧）	営業時間短縮要請協力金事務局審査事務センターマニュアル	条例第7条第4号ア該当 法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。
(16)	事務局入力データー、事務局対応経過、提出書類	①申請者個人のメールアドレス ②協力金の計算方式 ③協力金の支給金額 ④金融機関口座情報 ⑤審査センター職員の氏名 ⑥コンタクトセンターの設置場所 ⑦申請者の関係者の氏名 ⑧申請者個人の住所 ⑨申請者の部屋番号 ⑩申請者の関係者の電話番号 ⑪申請者の関係者のメールアドレス ⑫郵便局員の氏名 ⑬委託業者職員の氏名 ⑭審査基準に関する取扱い ⑮写真（絵、書道） ⑯写真（個人の顔、姿） ⑰通帳写真（個人） ⑱申請者の関係者の性別	条例第7条第2号該当 (①④⑤⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑯⑰⑱) 個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであるため。 条例第7条第4号ア該当 (②③④⑤⑥⑦⑯⑱) 法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。 条例第7条第7号ア該当 (⑭) 県の機関等が行う事業に関する情報であって、公にすることにより、不正な申請を助長するおそれがあるため。
(17)	営業時間短縮要請協力金（第2期）事務局運営等業務委託契約決裁	①法人の代表者の印影 ②見積書の費用内訳 ③委託業者職員の職氏名	条例第7条第2号該当 (③) 個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであるため。 条例第7条第4号ア該当 (①②) 法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。
(18)	営業時間短縮要請協力金（第2期）事務局運営等業務委託契約訂正決裁	法人の代表者の印影	条例第7条第4号ア該当 法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。
(19)	営業時間短縮要請協力金（第2期）事務局運営等業務再委託承認決裁	①法人の代表者の印影 ②再委託業者の類似実績	条例第7条第4号ア該当 (①) 法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。 条例第7条第4号イ該当 (②) 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人における通例として公にしないこととされているものであるため。
(20)	営業時間短縮要請協力金（第2期）事務局運営等業務変更契約決裁	※全部開示	
(21)	営業時間短縮要請協力金（第2期）事務局運営等業務変更契約決裁	①委託業者職員の職氏名 ②見積書の費用内訳 ③法人の代表者の印影	条例第7条第2号該当 (①) 個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであるため。 条例第7条第4号ア該当 (②③) 法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。

(22)	営業時間短縮要請協力金（第2期）事務局運営等業務実績報告書（供覧）	営業時間短縮要請協力金（第2期）事務局審査事務センターマニュアル	条例第7条第4号ア該当（①） 法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。
(23)	営業時間短縮要請協力金（第3期）事務局運営等業務委託業者契約決裁	①委託業者職員の職氏名 ②見積書の費用内訳 ③法人の代表者の印影	条例第7条第2号該当（①） 個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであるため。 条例第7条第4号ア該当（②③） 法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。
(24)	営業時間短縮要請協力金（第3期）事務局運営等業務再委託承認決裁	法人の代表者の印影	条例第7条第4号ア該当 法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。
(25)	営業時間短縮要請協力金（第3期）事務局運営等業務変更契約（1回目）決裁	①委託業者職員の職氏名 ②見積書の費用内訳 ③法人の代表者の印影	条例第7条第2号該当（①） 個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであるため。 条例第7条第4号ア該当（②③） 法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。
(26)	審査事務局の対応経過（〇〇／〇〇～〇〇／〇〇）	申請者の関係者の氏名	条例第7条第2号該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであるため。
(27)	営業時間短縮要請協力金（第3期）事務局運営等業務変更契約（2回目）決裁	法人の代表者の印影	条例第7条第4号ア該当 法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。
(28)	課内事例検討資料（〇〇の不備取扱い）	※全部開示	
(29)	申請書類の不備修正依頼	①審査事務局申請者整理記号 ②申請者個人の住所 ③申請者個人の電話番号	条例第7条第2号該当（②③） 個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであるため。 条例第7条第4号ア該当（①） 法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。
(30)	不備通知、不備一覧、添付資料	①審査事務局申請者整理記号 ②申請者個人の住所 ③申請者個人の電話番号	条例第7条第2号該当（②③） 個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであるため。 条例第7条第4号ア該当（①） 法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。
(31)	追加送付資料	①審査事務局申請者整理記号 ②審査センター職員の氏名 ③ヘッダーシートの作業工程、作業内容等 ④申請者個人の印影 ⑤申請者個人の住所 ⑥申請者個人の電話番号 ⑦申請者の関係者の印影	条例第7条第2号該当（②④⑤⑥⑦） 個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであるため。 条例第7条第4号ア該当（①③） 法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。
(32)	不備一覧に対する補正状況（委託業者記載）	※全部開示	
(33)	不備一覧に対する補正状況（県修正）	※全部開示	
(34)	課内事例検討資料と参考資料（〇〇、〇〇地図）	住宅地図の個人名	条例第7条第2号該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであるため。
(35)	営業許可台帳の照会（決裁）と保健所回答	※全部開示	
(36)	課内事例検討資料（〇〇不備補正後の取扱い方針）	※全部開示	
(37)	営業所の名称変更に対する保健所の見解	※全部開示	
(38)	事例検討資料、検討結果	※全部開示	
(39)	再度の補正と委託業者見解	①審査事務局申請者整理記号 ②審査センター職員の氏名	条例第7条第2号該当（②） 個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであるため。 条例第7条第4号ア該当（①） 法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。
(40)	再度の補正の課内検討記録	審査基準に関する取扱い	条例第7条第7号ア該当 県の機関等が行う事業に関する情報であって、公にすることにより、不正な申請を助長するおそれがあるため。
(41)	支給対象者の確認決裁	①振込台帳の支給金額 ②振込台帳の事務局からの申送り欄 ③申請者個人の住所 ④振込台帳の代表者氏名チェック欄	条例第7条第2号該当（②③④） 個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであるため。 条例第7条第4号ア該当（①②） 法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。
(42)	営業時間短縮要請協力金（第2期）事務局運営等業務変更契約（3回目）決裁	①委託業者職員の職氏名 ②見積書の費用内訳 ③法人の代表者の印影	条例第7条第2号該当（①） 個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであるため。 条例第7条第4号ア該当（②③） 法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。
(43)	実績報告、検査調書決裁	①営業時間短縮要請協力金（第3期）事務局審査運営マニュアル ②法人の代表者の印影	条例第7条第4号ア該当（①②） 法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。

(44)	事務局入力データ、事務局対応経過	①協力金の計算方式 ②協力金の支給金額 ③審査センター職員の氏名 ④申請者の関係者の氏名 ⑤申請者の関係者の性別	条例第7条第2号該当 (③④⑤) 個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであるため。 条例第7条第4号ア該当 (①②) 法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。
(45)	申請書類	①審査事務局申請者整理記号 ②審査センター職員の氏名 ③ヘッダーシートの作業工程、作業内容等 ④申請者個人の住所 ⑤申請者個人の電話・FAX番号 ⑥申請者の関係者の氏名 ⑦申請者の関係者の電話番号 ⑧協力金の支給金額 ⑨協力金の計算方式 ⑩写真（個人の顔、姿） ⑪写真（絵、書道） ⑫通帳写真（個人） ⑬申請者の住民票の写し ⑭郵便局員の印影	条例第7条第2号該当 (②④⑤⑥⑦⑩⑪⑫⑬⑭) 個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであるため。 条例第7条第4号ア該当 (①③⑧⑨⑫) 法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。
(46)	申請書類	①審査事務局申請者整理記号 ②申請者個人の住所 ③申請者個人の電話・FAX番号 ④申請者の関係者の氏名 ⑤申請者の関係者の電話番号 ⑥協力金の支給金額 ⑦協力金の計算方式 ⑧申請者個人の証書 ⑨通帳写真（個人） ⑩申請者の住民票の写し ⑪写真（個人の顔、姿） ⑫写真（絵、書道） ⑬申請者個人の印影	条例第7条第2号該当 (②③④⑤⑧⑨⑩⑪⑫⑬) 個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであるため。 条例第7条第4号ア該当 (①⑥⑦⑨) 法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。
(47)	審査請求裁決書原本	申請者個人の住所	条例第7条第2号該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであるため。
(48)	審査請求及び再審査請求裁決書	①申請者個人の住所 ②申請者個人の電話 ③申請者個人の印影	条例第7条第2号該当 (①②③) 個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであるため。

別紙3

令和5年5月25日付け商振第32号による部分開示決定

	文書の名称	文書中の情報（2号）	文書中の情報（4号ア）	文書中の情報（7号ア）
①	営業時間短縮要請協力金事務局運営等業務委託契約決裁	委託業者職員の職氏名	法人の代表者の印影 見積書の費用内訳	
②	営業時間短縮要請協力金事務局運営等業務委託契約訂正決裁		法人の代表者の印影	
③	営業時間短縮要請協力金事務局運営等業務変更契約決裁			
④	営業時間短縮要請協力金事務局運営等業務再委託承諾決裁		法人の代表者の印影 再委託業者の類似実績	
⑤	営業時間短縮要請協力金支給対象者の確認（決裁・他団体の記載あり）	申請者個人の住所	振込台帳の支給金額 振込台帳の不整合詳細 振込台帳確認結果	
⑥	課内協議資料（営業時間短縮要請協力金支給申請者の取扱い）	申請者個人の住所 申請者個人の電話番号 申請者の関係者の氏名	協力金の計算方式 協力金の支給金額	
⑦	申請不受理通知	郵便局員の氏名		
⑧	電話対応記録 不支給通知 度重なる要求電話を受けた対応協議および協議録	申請者個人の住所 申請者個人の電話番号 申請者の関係者の氏名 申請者の関係者の電話番号 申請者の関係者の性別 委託業者職員の氏名	協力金の計算方式 協力金の支給金額	
⑨	営業時間短縮要請協力金支給申請者の営業許可書と提出経過メール	下請事業者担当者の氏名 委託業者職員の氏名 委託業者職員のメールアドレス 申請者の関係者の氏名 申請者の関係者のメールアドレス	委託業者のメール管理システムに係る事項	
⑩	不支給決定通知と郵送経過	郵便局員の氏名 委託業者職員の氏名 委託業者職員のメールアドレス 委託業者職員の携帯電話番号 申請者個人の電話番号		
⑪	不支給決定通知と郵送経過	委託業者職員の氏名 委託業者職員のメールアドレス 委託業者職員の携帯電話番号 郵便局員の氏名 申請者個人の電話番号		
⑫	営業時間短縮要請協力金支給申請者への対応について	申請者個人の住所 申請者の関係者の氏名 申請者個人の電話番号 申請者の部屋番号 申請者の関係者の電話番号 申請者の関係者のメールアドレス 委託業者職員のメールアドレス 委託業者職員の氏名 郵便局員の氏名 下請事業者担当者の氏名 申請者個人のメールアドレス 申請者の関係者の性別	コンタクトセンターの設置場所 金融機関口座情報 委託業者のメール管理システムに係る事項	
⑬	○○／○○に不支給決定通知の再度送付依頼を受けて送付した際の記録	委託業者職員の職氏名 委託業者職員のメールアドレス 郵便局員の氏名 申請者個人の電話番号		
⑭	営業時間短縮要請協力金事務局運営等業務変更契約決裁	委託業者職員の職氏名	見積書の費用内訳 法人の代表者の印影	
⑮	営業時間短縮要請協力金事務局運営等業務実績報告書（供覧）		営業時間短縮要請協力金事務局審査事務センターマニュアル	
⑯	事務局入力データー、事務局対応経過、提出書類	申請者個人のメールアドレス 金融機関口座情報 審査センター職員の氏名 申請者の関係者の氏名 申請者個人の住所 申請者の部屋番号 申請者の関係者の電話番号 申請者の関係者のメールアドレス 郵便局員の氏名 委託業者職員の氏名 写真（絵、書道） 写真（個人の顔、姿） 通帳写真（個人） 申請者の関係者の性別	協力金の計算方式 協力金の支給金額 金融機関口座情報 審査センター職員の氏名 コンタクトセンターの設置場所 申請者の関係者の氏名 通帳写真（個人） 申請者の関係者の性別	審査基準に関する取扱い
⑰	営業時間短縮要請協力金（第2期）事務局運営等業務委託契約決裁	委託業者職員の職氏名	法人の代表者の印影 見積書の費用内訳	

(18)	営業時間短縮要請協力金（第2期）事務局運営等業務委託契約訂正決裁		法人の代表者の印影	
(19)	営業時間短縮要請協力金（第2期）事務局運営等業務再委託承認決裁		法人の代表者の印影 再委託業者の類似実績	
(20)	営業時間短縮要請協力金（第2期）事務局運営等業務変更契約決裁			
(21)	営業時間短縮要請協力金（第2期）事務局運営等業務変更契約決裁	委託業者職員の職氏名	見積書の費用内訳 法人の代表者の印影	
(22)	営業時間短縮要請協力金（第2期）事務局運営等業務実績報告書（供覧）		営業時間短縮要請協力金（第2期） 事務局審査事務センターマニュアル	
(23)	営業時間短縮要請協力金（第3期）事務局運営等業務委託業者契約決裁	委託業者職員の職氏名	見積書の費用内訳 法人の代表者の印影	
(24)	営業時間短縮要請協力金（第3期）事務局運営等業務再委託承認決裁		法人の代表者の印影	
(25)	営業時間短縮要請協力金（第3期）事務局運営等業務変更契約（1回目）決裁	委託業者職員の職氏名	見積書の費用内訳 法人の代表者の印影	
(26)	審査事務局の対応経過（○○／○○～○○／○○）	申請者の関係者の氏名		
(27)	営業時間短縮要請協力金（第3期）事務局運営等業務変更契約（2回目）決裁		法人の代表者の印影	
(28)	課内事例検討資料（○○の不備取扱い）			
(29)	申請書類の不備修正依頼	申請者個人の住所 申請者個人の電話番号	審査事務局申請者整理記号	
(30)	不備通知、不備一覧、添付資料	申請者個人の住所 申請者個人の電話番号	審査事務局申請者整理記号	
(31)	追加送付資料	審査センター職員の氏名 申請者個人の印影 申請者個人の住所 申請者個人の電話番号 申請者の関係者の印影	審査事務局申請者整理記号 ヘッダーシートの作業工程、作業内容等	
(32)	不備一覧に対する補正状況（委託業者記載）			
(33)	不備一覧に対する補正状況（県修正）			
(34)	課内事例検討資料と参考資料（○○、○○地図）	住宅地図の個人名		
(35)	営業許可台帳の照会（決裁）と保健所回答			
(36)	課内事例検討資料（○○不備補正後の取扱い方針）			
(37)	営業所の名称変更に対する保健所の見解			
(38)	事例検討資料、検討結果			
(39)	再度の補正と委託業者見解	審査センター職員の氏名	審査事務局申請者整理記号	
(40)	再度の補正の課内検討記録			審査基準に関する取扱い
(41)	支給対象者の確認決裁	振込台帳の事務局からの申送り欄 申請者個人の住所 振込台帳の代表者氏名チェック欄	振込台帳の支給金額 振込台帳の事務局からの申送り欄	
(42)	営業時間短縮要請協力金（第2期）事務局運営等業務変更契約（3回目）決裁	委託業者職員の職氏名	見積書の費用内訳 法人の代表者の印影	
(43)	実績報告、検査調書決裁		営業時間短縮要請協力金（第3期） 事務局審査運営マニュアル 法人の代表者の印影	
(44)	事務局入力データ、事務局対応経過	審査センター職員の氏名 申請者の関係者の氏名 申請者の関係者の性別	協力金の計算方式 協力金の支給金額	
(45)	申請書類	審査センター職員の氏名 申請者個人の住所 申請者個人の電話・FAX番号 申請者の関係者の氏名 申請者の関係者の電話番号 通帳写真（個人） 写真（個人の顔、姿） 写真（絵、書道） 申請者の住民票の写し 郵便局員の印影	審査事務局申請者整理記号 ヘッダーシートの作業工程、作業内容等 協力金の支給金額 協力金の計算方式 通帳写真（個人）	

(46)	申請書類	申請者個人の住所 申請者個人の電話・FAX番号 申請者の関係者の氏名 申請者の関係者の電話番号 申請者個人の証書 通帳写真（個人） 申請者の住民票の写し 写真（個人の顔、姿） 写真（絵、書道） 申請者個人の印影	審査事務局申請者整理記号 協力金の支給金額 協力金の計算方式 通帳写真（個人）	
(47)	審査請求裁決書原本	申請者個人の住所		
(48)	審査請求及び再審査請求裁決書	申請者個人の住所 申請者個人の電話番号 申請者個人の印影		